

## 高齢福祉課からのお知らせ

### 障害者控除対象者認定書の交付について

所得税や地方税では、申告する本人又は扶養親族が「障害者（又は特別障害者）」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

また、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、65歳以上で介護保険の要介護認定（要支援を除く）を受けている人等は、「障害者控除」の対象となる場合があります。

この場合、障害者手帳等の交付者以外の控除対象者に「障害者控除対象者認定書」を交付します。

ただし、障害者手帳等の交付を受けている場合は、認定書の交付はできません。

### おむつ代医療費控除確認書の交付について

確定申告の際、申告する本人又は扶養親族のおむつ代について医療費控除を受ける人は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次の要件に該当する人は「おむつ使用証明書」の代わりに

市の交付する「おむつ代医療費控除確認書」の提出が認められています。

#### ●要件

①前年度の確定申告において、おむつ代医療費控除を受けた人

②介護保険法の要介護認定に係る主治医意見書で、「障害高齢者の日常生活自立度」の記載が「B1、B2、C1又はC2」かつ「尿失禁の可能性」の記載が「あり」の人

※詳しくは、お問い合わせください。

### 高齢者実態調査へのご協力をお願いします

高齢者の保健福祉や介護保険の事業計画の基礎資料として役立てるため、高齢者の実態調査を実施します。

●対象者 市に住民登録をしている40歳以上の人のうちから無作為に抽出

●調査方法 調査票が郵送で届きますので、記入後に返送してください。

#### 問 市高齢福祉課

（1階の番窓口）

☎0994-31-1116

各総合支所市民生活課

## 意見公募手続（パブリックコメント）

### 市民の皆さんからのご意見をお聴かせください

「鹿屋市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」について、案の段階で公表します。多くの皆さんからのご意見をお待ちしています。

#### ●計画案の名称

鹿屋市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画

#### ●計画案の目的

市民一人ひとりが、暴力を許さない社会づくりに努めるとともに、国・県・近隣自治体及び関係機関・団体と一体となり連携及び協力を図り、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護について総合的かつ計画的に取り組むために策定。

#### ●閲覧場所

市ホームページ、市民活動推進課、情報公開室、各総合支所市民生活課、各出張所

#### ●提出方法

直接持参、郵送、FAX 又は Eメールで提出してください。

※意見提出用紙は、市ホームページ、閲覧場所にあります。

#### ●提出期間

1月28日（火）～2月27日（木）

問 市民活動推進課 男女共同参画推進室（5階）

〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1

☎0994-31-1147 FAX0994-40-3003

Eメール danjyo@e-kanoya.net

2014

## くしら桜まつり

### 第29回 ジョギング大会の参加者を募集



- 日 時 4月6日(日)  
受付: 7時40分～
- 場 所 串良平和公園周辺  
(串良陸上競技場スタート)
- 種 目 1 km、2.5km、5 km、10 km
- 参加資格 幼・保育園児以上の健康な人
- 参加料 一般 1,500円  
高校生以下 1,000円
- 応募方法 市ホームページ又は大会事務局までお問い合わせください。
- 応募期限 2月28日(金) ※必着

問 くしら桜まつりジョギング大会事務局  
(串良平和アリーナ内) ☎0994-31-4500